令和６年（国）第６２７号

令和７年６月３０日

主文

後記「事実」欄第２の３記載の原処分を取り消す。

事実

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第２の３記載の原処分を取り消し、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金の支給を求めるということである。

第２　事案の概要（本件再審査請求に至る経緯）

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

１　請求人は、精神疾患（以下「既決傷病」という。）により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求し、同大臣から、裁定請求日における請求人の既決傷病による障害の状態は、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表（障害年金１級及び２級の対象となる障害を定めた表）に定める２級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を同月とする障害等級２級の障害基礎年金を支給する旨の処分を受け、これを受給している。

２　請求人は、自閉スペクトラム症（以下「本件傷病」という。なお、本件傷病は既決傷病と同一又は一連の精神疾患と認めることができる。）により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。

３　厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、提出された診断書では、障害認定日（令和○年○月○日）現在の障害の状態を認定することができないとの理由により、これを却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

４　請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第３　当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第１　問題点

１　障害認定日請求による障害基礎年金は、障害認定日における障害の状態が国年令別表に定める程度（障害等級１級又は２級）に該当しなければ、支給されないこととなっている。

２　本件の場合、本件傷病に係る初診日が平成○年○月○日であり、障害認定日が同日から１年６月を経過した令和○年○月○日となることについては、当事者間に争いがないものと認められるところ、厚生労働大臣が前記「事実」欄第２の３記載の理由により原処分をしたのに対し、請求人はそれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件で提出されている資料によって、障害認定日当時における請求人の本件傷病による障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）を認定することができるかどうかということである。

第２　審査資料

（略）

第３　事実の認定及び判断

１　（略）

２　以下、本件の問題点を検討し、判断する。

⑴　障害基礎年金の裁定において、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するかどうかは、受給権の発生・内容に関わる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいうまでもないところである。したがって、それは、障害

の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接その障害に係る診療を行った医師（歯科医師を含む。以下同じ。）若しくは医療機関が作成した診断書、医師若しくは医療機関が、診療が行われた当時に作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行われなければならないものと解するのが相当であり、国民年金法施行規則第３１条が、障害基礎年金の裁定請求書には「障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書」を添えなければならないと定めているのも、この趣旨から出たものと解されるのである。

そして、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については、同日以後３月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によって認定を行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

⑵　本件についてこれをみると、請求人は、本件障害の状態の程度に関する資料として、本件診断書を提出するが、本件診断書は、令和○年○月○日現症の障害の状態が記載されたもので、請求人の障害認定日（令和○年○月○日）以後３月以内の現症が記載されたものではないことが明らかであるが、その備考欄では「○○県から○○市への通院である。認定日（令和○年○月○日）前後コロナの影響で来院できなかった」とされ、また、別紙１において「‥通院の意思はあったもののコロナ感染への不安により通院ができず、障害認定日の診断書を取ることができなかった。このため、障害年金受給の申請は、先に事後重症請求（令和○年○月）のみを行い、主治医を通して障害認定日の請求ができることを確認した後に障害認定日の受給申請を行うこととなった。‥」とされていることからすると、請求人が障害認定日後である令和○年○月○日にＡ医師の診察を受けたのは、新型コロナウイルス感染症への不安があり、通院できなかったためであることが認められる。

⑶　そこで、障害認定日から３か月を超えた日を現症日とする本件診断書で、障害認定日当時の障害状態を認定することができるかどうかを検討する。

令和○年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したため、同年○月○日に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、日本政府は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出するに至り、請求人が通院していたａ病院のある○○県では、令和○年○月○日から○月○日まで、請求人が当時居住していた長野県では、令和○年○月○日から○月○日までが、それぞれ当該期間とされ、移動を伴う行動の自粛が要請され、他方において、医療供給体制のひっ迫する地域が生じていた。そして、請求人の障害認定日である令和○年○月○日おいて、緊急事態宣言は解除されていたものの、感染再拡大の防止が求められ、引き続き、不要不急の外出や緊急ではない医療機関への通院の自粛が呼びかけられていた（以上の事実は公知のものである。）。

このような社会状況の中、請求人が障害認定日から３か月以内に受診した医療機関の診断書を提出できないことは、請求人の責めに帰すべき事ではなく、また、本件傷病の特性や上記のとおりの社会状況から推知し得る請求人の生活環境から考慮して、障害認定日から３か月と２２日を経過した状態の診断書であっても、障害認定日当時と比較して大きな状態の変化があるとは

考えられない。これらのことからすると、本件については、提出された本件診断書で、障害の程度を判断することが許されるべきである。

⑷　以上によれば、本件障害の状態を認定することはできないとした原処分は妥当ではなく、これを取り消さなければならない。

保険者は、請求人の本件傷病による障害の状態について、障害の程度を判断すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。